

令和4年7月11日

京都市都市計画局

(担当:都市企画部都市総務課)

法定外の労災保険の付保について(通知)

平素は、本市建築行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第35号)において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられています。

つきましては、京都市都市計画局が発注する工事において、法定外の労災保険の付保を要件化することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 法定外の労災保険とは

業務上または通勤途上に災害を被り、死亡、重度の身体障害を残した場合、または傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして給付等を行うことを目的とした保険です。

2 対象工事

都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

※土木工事については、建設局の基準によります。

3 設計図書への明示方法

設計図書(特記仕様書)に下記のとおり明示します。

・法定外の労災保険

受注者は法定外の労災保険に加入しなければならない。

法定外の労災保険とは、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして保険金を給付する保険をいう。

4 保険付保の確認

監督員に対して、工事着手までに、確認書類(証券の写し等)の提出をお願いします。

5 適用

令和4年7月1日以降に設計を行う工事に適用する。